

入 札 心 得

(総則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）理事長の契約に係る「平成30年度野菜価格安定事業推進に関する委託業務」に関する入札については、関係法令、機構の規程、入札の公告及び入札説明書（仕様書、入札心得書、契約書案その他入札の準備に必要な書類をいう。以下同じ。）に定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告及び入札説明書の内容を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告及び入札説明書について疑義があるときは、機構に説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）等を封印用封筒に表記（様式第2号）し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。入札を郵便又は信書便（以下、「郵便等」）で行う場合、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載し、それらをまとめ、別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、封印用封筒の入った郵便等用封筒を引き受け日及び配達日が当該郵便又は信書便を取り扱う事業者において記録される方法で送付しなければならない。なお、郵便又は信書便においても、入札公告に示した日時必着とする。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第3号-1）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。なお、復代理人によって入札する場合には、委任状に加え、復委任状（別紙様式第3号-2）も提出しなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（復代理人を含む。以下同じ。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。
- 7 入札参加者は、機構の競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第7条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間、入札代理人とすることができない。

- 8 入札参加者は、各省各庁及び機構から指名停止等を受けていない者であること。
- 9 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第4号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとす。
- 10 入札参加者は、入札書を封かんした封印用封筒を、別の封筒に封入した上で、これを引き受け日及び配達日が当該郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）を取り扱う事業者において記録される方法により、入札の公告に示した日時までに機構に提出しなければならない。

（入札方法）

第3条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額）に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額（以下「消費税相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

（公正な入札の確保）

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取り止め等）

- 第5条 機構は、入札執行前に独立行政法人農畜産業振興機構談合情報対応マニュアル（平成27年4月1日付け26農畜第5824号-9。以下「談合情報対応マニュアル」という。）に基づく手続の結果、談合を疑うに足る事実があったと認めるときは、入札の執行を取り止めるものとする。
- 2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第6条 機構が、開札を行った場合において入札書を審査した結果、入札書が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを無効とする。

- (1) 入札金額が訂正してあるとき。
- (2) 入札者の記名押印が欠けているとき。
- (3) 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確なとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 条件が付されているとき。
- (6) 同一事項の入札について、同一入札者の入札書が2通以上投入されているとき。
- (7) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額又は最高額を下回る金額で入札されているとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

2 機構は、入札者又はその代理人が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者又は代理人の行った入札を無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 適正な委任状を提出していない代理人が入札を行ったとき。
- (3) 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行ったとき。
- (4) 同一事項の入札について、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしていると認められるとき。
- (5) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- (6) 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に従わなかったとき。
- (8) 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「契約事務細則」という。)第18条の規定に基づき落札者を決定した後、契約締結前に談合情報対応マニュアルに基づく手続の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められたとき。
- (9) 郵便等による入札を行う場合において、提出した入札書及び提案書が、入札の公告において指定した提出期限までに機構に到着しないとき。

(開 札)

第7条 開札は、入札の公告に示した競争執行の日時及び場所に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は

その代理人が立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

- 第8条 機構がすべての必須項目の要求要件を満たすと判断した提案書及び有効な入札書による入札を行った者であって、その入札金額が契約事務細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。
- 2 契約事務細則第13条第4項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回る価格による入札をした者がある場合には、落札者の決定を留保するものとし、入札者全員に後日落札者を決定する旨告知する。この場合において、開札に立ち会っている入札者又はその代理人に対する告知は口頭により、開札に立ち会っていない入札者又はその代理人に対する告知は電子メール又はFAX及び電話により行う。
 - 3 前項に該当する場合、機構は、必要な審査をし、落札者を決定するものとし、落札者が決定した場合は、落札の決定があった旨入札者全員に通知する。この場合において、総合評価得点の最も高い者で落札者とならなかった者に対しては、落札者とならなかった理由についても併せて通知する。
 - 4 前項の規定による審査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価得点の最も高い者を落札者とすることがある。
 - 5 機構は、落札者を決定したときは、直ちに、この者に対し、契約を締結する旨及び契約の締結日その他必要な事項を通知する。
 - 6 第3項及び前項の通知は、落札者及び総合評価得点の最も高い者で落札者とならなかった者に対しては書面により、これ以外の者に対しては書面又は電子メール若しくはFAXにより行うものとする。
 - 7 機構が第3項の審査を行うに当たり、基準価格を下回る価格による入札をした者は、事後の資料提出、機構が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
 - 8 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳の合理性及び妥当性（機構が入札説明書において求めている要件を正確に理解し積算にすべて盛り込んでいるか、品質を確保した適正な履行を行うことが可能な価格であるか等）、手持工事等の状況、履行体制の信頼性、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。再度入札は、全ての初度入札参加者に対して、参加の意思を確認した後、実施する。そのため、開札に立ち会えない者は、開札時間に連絡可能な連絡先を予め通知すること。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、機構は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の規定により再度の入札を行う場合には、当初の入札に加わらなかった者及び第6条第2項の規定により入札を無効とされた者は参加できない。
- 4 郵便等による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、機構が指定する日時において、再度の入札を行う。
- 5 第1項及び前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

(同総合評価得点の入札)

第10条 落札となるべき同総合評価得点の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同総合評価得点の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約書を作成するときは、機構が第8条第5項の通知をした日から7日以内に、機構から交付された契約書に記名押印の上、機構に提出しなければならない。ただし、機構がやむを得ない事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、入札の公告及び入札説明書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 その他

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札説明書に含まれる情報は、本件入札以外の目的で利用又は第三者に配布してはならないものとする。
- (3) 交付した入札説明書は、入札時まで機構に返却すること。事業所が遠方に所在する等の特段の事情により、電子メールで入札説明書の交付を受けた場合には、当該入札者は、入札執行後速やかに、仕様書等を含む当該入札説明書の電子データを保存環境から完全に消去すること。
- (4) 入札書等の作成に係る費用は、入札参加者が負担するものとする。

入 札 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 佐藤 一雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(代理人氏名 印)

¥ _____

ただし、独立行政法人農畜産業振興機構「【都道府県名】における平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務」に係る経費（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を減じた金額を記載）

上記のとおり入札します。

- [注意]
- 1 「年月日」は、入札書の提出日の日付を記載すること。
 - 2 「住所」及び「商号又は名称」は、代理人による入札の場合であっても、本人の情報を記載すること。
 - 3 代理人による入札の場合、「代理人氏名」の記載及び代理人印（委任状の代理人使用印鑑と同一の印鑑）の押印は必須とする。この場合において、代表者印の押印は省略することができるが、「代表者氏名」は必ず記載すること。（代表者印も併せて押印する場合は、委任状に押印した印鑑と同一の印鑑を押印すること。）

- 4 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人（代理人による入札の場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
- 5 [都道府県名]は、入札する都道府県名を記載すること。
- 6 用紙はA 4版とする。再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 7 鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。
- 8 [注意]は、入札参加者に対する注意書きであるため、入札書作成時は記載を省略してもよい。

封印用封筒記載例

封筒表

(独) 農畜産業振興機構 契約事務責任者あて

入 札 書 在 中

入札件名 【都道府県名】平成30年度野菜価格安定事業推進に
関する委託業務

年月日

封筒裏

住所
商号又は名称
本人又は代表者氏名 印
代理人氏名 印

- [注意] 1 「入札件名」、「年月日」、「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」、「代理人氏名」の記載及び押印は、別紙様式第1号 - 1の注意書きに準じ、同様に行うこと。また、[都道府県名]は、入札する都道府県名を記載すること。
- 2 「印」は、本人による入札の場合は代表者印を、代理人による入札の場合は代理人印（委任状の代理人使用印鑑と同一の印鑑）を押印すること。
- 3 封筒の綴じ合わせが存在する箇所（例：上図の㊟）には、本人による入札

の場合は代表者印を、代理人による入札の場合は代理人印（委任状の代理人使用印鑑と同一の印鑑）を、漏れなく押印すること。

- 4 印（綴じ合わせ箇所を含む。）は、外国人又は外国法人にあつては、本人（代理人による入札の場合は代理人）の署名をもって代えることができる。
- 5 鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 一雄 殿

私は、 を代理人と定めて下記権限を委任します。

代理人と定める者の所属先住所

代理人と定める者の所属先・役職

代理人と定める者の氏名

—

記

- ・独立行政法人農畜産業振興機構「【都道府県名】における平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務」の入札に関する一切の権限
- ・（復代理人の選定に関する一切の権限）

代理人使用印鑑	印
---------	---

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

[注意] 1 「代理人と定める者の所属先」には、この者が所属する組織の商号又は名称及び部署名を記載すること。

- 2 [都道府県名]は、入札する都道府県名を記載すること。
- 3 代理人使用印鑑は、入札書に押印するものと同じものを使用すること。
- 4 「住所」及び「商号又は名称」には、本人の情報を記載すること。
- 5 代表者印は、国又は機構の競争参加資格申請時に届出た印鑑を押印すること。
- 6 各印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代理人の署名をもって代えることができる。
- 7 用紙はA4版とする。
- 8 代表者が代理人に対し、入札及び契約締結等に関する代理権限を包括的に委任している事業者の場合には、その旨が明記され本様式に定める記載事項の記載及び押印が適正に行われた書面であれば、入札件名が明記されていない独自様式の委任状であっても、有効な委任状とする。
- 9 鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。
- 10 [注意]は、入札参加者に対する注意書きであるため、入札書作成時は記載を省略してもよい。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴機構の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約事務責任者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。